

# 「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和2年7月豪雨災害により、島根県内で床上浸水などの大きな被害が発生し、江津市に災害救助法が適用されました。島根県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

## 1 義援金の名称

「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」

## 2 義援金の受付方法

[島根県共同募金会へ直接送金する場合]

(1) 義援金の名称

「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」

(2) 義援金受付期間

令和2年7月22日（水）から令和2年9月30日（水）まで

(3) 義援金の受入先等

別添「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」募集要綱をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

(1) 義援金受付期間

令和2年7月27日（月）から令和2年9月30日（水）まで

(2) 義援金の取扱い場所

ア 香川県共同募金会

イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会

ウ 百十四銀行本・支店

エ 香川銀行本・支店

## 3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

## 4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から島根県共同募金会に送金します。

## 5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制優遇措置の適用対象となります。

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次のとおりです。

[島根県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

島根県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ただければ後日送付します。

## 6 被災県共同募金会の問い合わせ先

- ・社会福祉法人 島根県共同募金会 TEL 0852-32-5977

## 7 参考

「令和2年7月島根県豪雨災害義援金」募集要綱を添付



## 令和2年7月島根県豪雨災害義援金募集要綱

社会福祉法人島根県共同募金会

### 1 趣 旨

令和2年7月豪雨災害により、島根県内で床上浸水などの大きな被害が発生しました。島根県共同募金会では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

令和2年7月島根県豪雨災害義援金

### 3 募集期間

令和2年7月22日（水）から同年9月30日（水）まで

### 4 主 催

島根県共同募金会、島根県、日本赤十字社島根県支部、NHK松江放送局、NHK厚生文化事業団、山陰中央新報社、山陰中央新報社会福祉事業団、山陰中央テレビジョン放送株式会社

### 5 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
① 山陰合同銀行	津田支店	普通預金 2381238	社会福祉法人島根県共同募金会
② 島根県農業協同組合	本 店	普通貯金 0007411	島根県共同募金会災害用
③ ゆうちょ銀行	00970—6—237595		島根県共同募金会 令和2年7月豪雨災害義援金

- ※ ①の口座は山陰合同銀行の本・支店の窓口での振込手数料は無料となります。  
ATMからの振り込みは一旦規定の手数料がかかりますが、「ご利用明細」を持参のうえ窓口に出していただくと手数料が返却されます。
- ※ ②の口座は島根県農業協同組合の本店・支店の窓口での振込手数料は無料となります。
- ※ ③の口座は、ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料となります。

### 6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、島根県、日本赤十字社島根県支部、本会等で構成された義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

### 7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品の取り扱いは行いません。
- (2) この要綱は、令和2年7月22日から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3

TEL : 0852-32-5977 FAX : 0852-32-5978

E-mail : akaihane@fukushi-shimane.or.jp

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時